

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

DX推進を目的とした業務フロー改善、サイバーセキュリティ診断、ならびに社内IT人材の育成プログラムを共同で推進します。

専門人材マッチング

当社のHR事業を通じ、スキルセットに応じた専門人材の供給・マッチング体制を整備。特に上流工程のSE派遣やPM育成支援を行います。

健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2025年健康優良法人に認定され、「ハートファースト制度」や「Career Come Forward制度」を活用し、多様な人材が健康に働きやすい環境づくりを進め、取引先企業とも情報共有を図ります。

「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法の適正化

下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切に取った上で決定し、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。不合理な原価低減要請を行いません。

② 知的財産・ノウハウの取扱い

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている『基本的な考え方』や『契約書ひな形』を踏まえ、知的財産やノウハウの適切な取扱いを行います。片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

③ 契約の書面化と条件の明確化

発注書・契約書等により取引条件を明確化し、口頭や曖昧な契約によるトラブルを防止します。

④ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを60日以内とします。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ防止

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないようにし、事業再開時等にはできる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年6月23日

株式会社 The New Gate 代表取締役社長 松下 宇流麻